

一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	審査基準(1) (2) (3)⇒協会関係者の意見をまとめ、中長期基本計画を作成し、2024年7月1日に協会ホームページにて公開。 https://www.bbcj.org/gaiyou.html	1_中・長期基本計画 3_2024年度第1回理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	審査基準(1) (2)(3)⇒中長期計画を作成し、その中には競技の支援者・指導者の育成、事務局スタッフの増員については触れている。専任スタッフの人材採用・育成に関しては方針を検討中である。	1_中・長期基本計画 3_2024年度第1回理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>審査基準(1)⇒予算案を毎年作成しているが、中長期の予算案は作成できていない。2025年3月までに中長期計画に基づき、複数年度の予算案を作成していく。</p> <p>審査基準(2)⇒協会HPに単年度の予算案を公開しているが、2025年3月までに中長期の予算案を公開する。</p> <p>審査基準(3)⇒単年度の予算案は理事会で検討し、作成しているが、中長期の予算案についても同様に検討し、作成する。</p>	<p>2_2024年度収支予算書</p> <p>3_2024年度第1回理事会議事録</p>
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>審査基準(1)⇒外部理事の目標割合(25%)を達成している(理事8名中、外部理事5名:62.5%)。</p> <p>審査基準(2)⇒女性理事の目標割合(40%)を達成している(理事8名中、女性理事4名:50%)。</p>	<p>4_役員・委員会等(名簿)</p> <p>7_役員等の選任に関する規程</p>
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>審査基準(1)(2)⇒当協会では評議員会を置いていないため、本審査項目は適用されない。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	審査基準(1)⇒2020年度にアスリート委員会を設置し、2021年4月より最低1年に1回委員会を開催している。 審査基準(2)⇒障害の程度によるクラス別に委員を選任し、女性を含めている。 審査基準(3)⇒アスリート委員会規程第3条に書かれている通り、アスリート委員会にて協議された内容は理事会に具申され、またアスリート委員会は理事会からの諮問に応じることとしている。	5_アスリート委員会規程 6_アスリート委員会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	審査基準(1)⇒健常者の競技団体より1名、ボウリング界で活躍する人材3名、障害によるクラス分けに詳しい医師1名、障がい者スポーツコーチ1名、障害当事者1名、障害者スポーツを専門とする大学教員1名を理事とし、知識・経験・能力を備えた理事をバランス良く配置している。会員数(約80名)と事業規模を考えると、理事会の規模は現状では適正であると考え。	4_役員・委員会等(名簿)
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	審査基準(1)⇒役員選任に関する規程の中で理事就任時の年齢制限を設定している。	7_役員等の選任に関する規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	審査基準(1)(2)⇒役員等の選任に関する規程を作成し、その中で在任年数の上限を定めている。在任期間が最長になった者が、再び選任されるまでに必要な期間を定めている。	7_役員等の選任に関する規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	審査基準(1)⇒役員等の選任に関する規程を作成し、役員候補者選考委員会が候補者等の決定を行うこととしている。	7_役員等の選任に関する規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が 適用対象となる法令を遵守するために必 要な規程を整備すること	審査基準(1)⇒倫理規程及び懲戒規程を作成している。	8_倫理規程 36_懲戒規程
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的 な規程を整備しているか	審査基準(1)⇒証憑書類として提出したような必要な一般的な規程を揃えている。今後、必要に応 じて順次、規程を追加してしていく。	9_入退会規程 10_会費規程 11_事務分掌規程 12_定款 13_理事会運営規則 14_強化委員会規程
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ②法人の業務に関する規程を整備してい るか	審査基準(1)⇒順次、規程を整備していく。2025年3月までに個人情報保護規程、反社会的勢力に 関する規程、文書取扱規程を整備する。	17_プライバシーポリシー 35_内部通報制度に関する規程 36_懲戒規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を 整備しているか	審査基準(1)⇒2025年3月までに、順次、規程を整備していく。まずは2025年3月までに役員等の 報酬に関する規程を整備する。	
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備してい るか	審査基準(1)⇒会計規程を作成した。2025年3月までに寄付金取扱規程を整備する。	18_会計規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか	審査基準(1)⇒会計規程を作成した。スポンサーシップに関する規程等、順次作成していく。	10_会費規程 18_会計規程
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に関 する規程を整備すること	審査基準(1)⇒強化指定選手制度を明文化し、国際大会に派遣する選手の選考規程を大会ごとに作成している。選考規程の第4条の派遣選手選考条件において、公平で合理的な選考について示している。 審査基準(2)⇒入退会規程に基づき、会員登録をし会費を納入することで選手の権利を保護している。 審査基準(3)⇒選考委員会において作成している。選考規程の第2条において選考委員会は、協会の責任者である会長、強化委員会各部会の責任者および、強化委員会より選出された委員3名とし、選考対象と私的な関係、利害関係のある者は除外するとしている。	9_入退会規程 19_強化指定選手制度 20_国際大会 派遣選手選考規程
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	審査基準(1)⇒公益財団法人全日本ボウリング協会傘下の各都道府県連盟に審判員資格のある人材の派遣を依頼している。	21_第21回全日本視覚障害者ボウリング選手権大会主管・運営協力について(依頼) 22_第21回全日本視覚障害者ボウリング選手権大会主管・運営協力 承諾書
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への 相談ルートを確認するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確認すること	審査基準(1)⇒2021年10月より弁護士と法律顧問契約を結び相談・問い合わせできる体制を確保できた。 審査基準(2)⇒役職員は規程整備を通じて顧問弁護士とのやりとりを行う中で、潜在的な問題の把握、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を身につけてきている。	23_法律顧問契約書
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	審査基準(1)⇒委員会は設置されている。委員会の開催は2025年3月に開催する予定である。毎年、最低1回開催していく。 審査基準(2)⇒倫理・コンプライアンス委員会規程の第2条で職務事項を定めている。 審査基準(3)⇒女性委員を配置している。	4_役員・委員会等(名簿) 24_組織図 25_倫理・コンプライアンス委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	審査項目	
			自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	審査基準(1)⇒2022年3月に弁護士を委員会の構成員に加え、学識経験者も配置している。	4_役員・委員会等(名簿)
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審査基準(1)⇒2022年3月より、コンプライアンス教育に関する動画を役職員は年に1度視聴している。	26_選手、役職員向け研修「スポーツコンプライアンス」資料 40_インテグリティ研修案内メール(選手) 41_インテグリティ研修案内メール(スタッフ)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	審査基準(1)⇒2022年3月より、コンプライアンス教育に関する動画を選手および指導者は年に1度視聴している。	26_選手、役職員向け研修「スポーツコンプライアンス」資料 40_インテグリティ研修案内メール(選手) 41_インテグリティ研修案内メール(スタッフ)
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審査基準(1)⇒公益財団法人ジャパンボウリング傘下の各都道府県連盟に審判員資格のある人材の派遣を依頼しており、当協会所属の審判員はいないため、実施していない。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	審査基準(1)(2)⇒税務、会計上のサポートは日常的に受けられるようになっている。法律の専門家についても2021年10月よりサポートを受けている。	23_法律顧問契約書 27_業務委託契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	審査基準(1)⇒会計規程を整備した。 審査基準(2)⇒適性のある監事として公認会計士を設置している。 審査基準(3)⇒各事業年度ごとに監査報告書を作成している。	18_会計規程 4_役員・委員会等(名簿) 28_2023年度監査報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	審査基準(1)⇒会計規程を作成している。助成金についてはJPCやJSCの指示に従っている。	18_会計規程 29_令和6年度障害者スポーツ振興事業「地域におけるパラスポーツの振興事業」決定通知書 30_令和6年度競技力向上事業補助金交付額内定通知書 31_令和6年度スポーツ振興基金助成金交付決定通知書
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	審査基準(1)⇒予算・決算書類等を協会ホームページにて公開している。 https://www.bbcj.org/gaiyou.html	2_2024年度収支予算書 32_2023年度財務諸表

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	審査基準(1)⇒国際大会派遣のための選手選考基準を作成し、協会ホームページにて公開している。 https://www.bbcj.org/gaiyou.html	20_国際大会 派遣選手選考規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	審査基準(1)⇒ガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明文を作成し、協会ホームページにて公開している。 https://www.bbcj.org/gaiyou.html 以後、毎年更新し、公開する。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	審査基準(1)⇒利益相反については、理事会において確認の上決議をしている。 審査基準(2)⇒利益相反取引管理規程を作成した。	33_2023年度第2回理事会議事録 34_利益相反取引管理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	審査基準(1)⇒利益相反取引管理規程を作成した。	34_利益相反取引管理規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>審査基準(1)⇒通報窓口については、協会ホームページを通じて窓口を周知する。「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会内部通報制度に関する規程」第3条でその旨定めている。</p> <p>審査基準(2)⇒通報制度に関する規程を作成し、「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会内部通報制度に関する規程」第11条で守秘義務を設けた。</p> <p>審査基準(3)⇒通報制度に関する規程を作成し、「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会内部通報制度に関する規程」第11条で情報の管理も義務付けた。</p> <p>審査基準(4)⇒通報制度に関する規程を作成し、「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会内部通報制度に関する規程」第10条で通報者の保護の規定を設けた。</p> <p>審査基準(5)⇒役職員に対して通報制度に関する研修等で通報窓口の周知をしており、今後も利用について研修の中で言及していく。</p>	35_内部通報制度に関する規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	審査基準(1)⇒「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会内部通報制度に関する規程」第7条により、通報制度の運用は担当弁護士を確定し、今後の対応を依頼した。	35_内部通報制度に関する規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>審査基準(1)⇒「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程」において、禁止行為(第2条)、処分対象者(第3条)、処分の内容(第3条)及び処分に至るまでの手続の規定等(第5条以下)を定め、協会ホームページに公開済。</p> <p>審査基準(2)⇒「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程」を協会ホームページに公開済。</p> <p>審査基準(3)⇒「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程」の第6条で処分対象者に対し聴聞の機会を設けることを規定し、協会ホームページに公開済。</p> <p>審査基準(4)⇒「一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程」の第7条で通知に関する規定を設け、協会ホームページに公開済。</p> <p>https://www.bbcj.org/gaiyou.html</p>	<p>懲戒規程</p> <p>内部通報制度に関する規程</p> <p>倫理・コンプライアンス委員会規程</p>
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>審査基準(1)⇒処分審査を行う倫理・コンプライアンス委員会については、中立な立場の弁護士1名、女性理事1名、監事1名で構成する。</p>	<p>36_懲戒規程</p> <p>25_倫理・コンプライアンス委員会規程</p> <p>4_役員・委員等(名簿)</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	審査基準(1)⇒一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程第9条で自動応諾条項を定めている。 審査基準(2)⇒一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程第9条で対象を「決定」と定め、対象に特段の限定をかけていない。 審査基準(3)⇒特段の期間制限は設けていない。	36_懲戒規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	審査基準(1)⇒一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会懲戒規程の第7条で通知に関する規定を設けている。	36_懲戒規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>審査基準 (1) 危機管理マニュアルを策定し、危機管理体制を構築している。</p> <p>審査基準 (2) 危機管理マニュアルを策定している。</p> <p>審査基準 (3) 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れとしてアクションリストを示している。</p> <p>審査基準 (4) 危機管理マニュアルに、不祥事対応として第三者委員会を設置する旨が示されている。</p>	37_危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	<p>(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること</p> <p>※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施</p>	<p>審査基準(1)⇒過去4年以内に不祥事は発生していないので、該当しない。</p> <p>審査基準(2)⇒危機管理マニュアルを策定している。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	審査基準(1)⇒過去4年以内に不祥事は発生していないので、該当しない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	審査基準(1)(2)(3)⇒地方組織との権限関係を定めた登録支部規程を作成した。加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にしていく。地方組織に対する指導、助言および支援を実施するための方針策定も行っていく。	38_登録支部規程 39_登録支部一覧
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	審査基準(1)⇒登録支部規程を策定した。地方組織に対して、年度初めに協会の事業計画や大会情報を知らせている。2025年度からは、インテグリティやコンプライアンスに関する研修会への参加を促す等、地方組織に対して支援を行っていく。	38_登録支部規程 39_登録支部一覧